

令和2年第10回
箕面市農業委員会総会会議録
令和2年10月16日（金）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和2年10月16日(金)
午後1時30分から午後1時46分まで

2. 出席委員(12名)

1番	稲垣 惠一	2番	神代 繁近	3番	川上 加津子
5番	長澤 昇	6番	麻生 忠	7番	中井 徳治
8番	牧野 弘	11番	岡沢 聡	13番	稲野 実
14番	笹川 悦子	20番	野口 康夫	21番	中井 博幸

3. 欠席委員 4番 笹川 治久 9番 岸本 信夫 10番 坂本 豊廣
12番 尾崎 孝 15番 中西 利一 16番 中村 孝三
17番 長澤 均 18番 中井 啓二 19番 加藤 博一

4. 会議録署名委員 8番 牧野 弘 11番 岡沢 聡

5. 出席事務局職員

事務局長 本田 敦、局長代理 佐治 功、グループ長 松本 雅治
主任 辻岡 昌樹、中井 正美、奥田 貴暉

6. 議事日程

第49号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
第50号議案 農用地利用集積計画の作成の件
報告第50号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
報告第51号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
報告第52号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
報告第53号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)
報告第54号 農地等状況報告の件

令和2年第10回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議長 　　ただ今から令和2年第10回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
- 座らせていただいて、進行させていただきます。
- この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
- 事務局 　　希望者はございません。
- 議長 　　次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事務局 　　出席状況をご報告いたします。
- 本日は、委員21名中、出席委員は12名、加えて、笹川治久委員、岸本委員、坂本委員、尾崎委員、中西委員、中村委員、長澤均委員、中井啓二委員、加藤委員の9名から委任状の提出がございます。
- 従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
- 議長 　　それでは日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 　　異議なし。
- 議長 　　それでは、8番の牧野委員さん、11番の岡沢委員さんをお願いいたします。
- 事務局 　　まずはじめに、第9回総会において大阪府農業会議へ諮問を必要とする案件がありましたので、その結果について、事務局から報告いたします。
- 事務局 　　9月15日に開催されました、農業委員会総会で、許可の採決をいただきました、第47号議案、農地法第5条の規定による所有権移転許可の件については、9月17日に開催されました大阪府農業会議審議委員会で審議され、「許可やむを得ないものと認めます。」と答申を受けましたので、申請者あて、許可書を交付しましたことをご報告します。
- 以上です。
- 議長 　　次に、日程第2、第49号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件を議題といたします。
- 事務局 　　本件につきまして事務局の説明を求めます。
- 事務局 　　ただいま議題となりました、第49号議案、相続税の納税猶予に係る特

事務局

例農地等の利用状況確認の件につきましてご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

利用状況の確認の対象者は、■■■■氏です。

特例農地等の明細は、栗生間谷東■■■■、地目は、申告時は田、現在は畑、面積は申告時・現在ともに、■■■■平方メートル他14筆、合計15筆です。

利用状況の区分は、「自ら所有し、自ら農地として使用している。」です。

以上、第49号議案のご説明とさせていただきます。

議長
長澤昇委員

本件につきまして、長澤昇委員さんに調査内容の報告をお願いします。

第49号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

本件は、■■■■年に相続税の納税猶予の適用を受けられた農地の利用状況の確認です。

農地は市街化調整区域内にあり、20年を経過したことから、納税猶予が確定する最終確認になります。

所在地は、■■■■の■■■■を■■■■に渡ったところの一带の農地15筆です。

相続人は、■■■■にお住まいの■■■■氏です。

現在の利用状況は、栗生間谷東の農地15筆で水稻や野菜などを栽培されておられ、自ら所有し農地として使用していると認められます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして原案どおり、承認することに決定したいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。

全委員
議長

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第3、第50号議案、農用地利用集積計画の作成の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました、第50号議案、農用地利用集積計画の作成の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料5ページからでございます。

本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の決定を求められたものです。

事務局

申請地は新稲[]、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は[]
[]平方メートルです。

申出者借り手は、[]、[]
[]氏、職業は[]です。

申出者貸し手は、[]、[]氏、設定する利用権の
種類は賃借権（解除条件付き）、設定期間は令和3年2月1日から令和6
年3月31日までです。

以上、第50号議案のご説明とさせていただきます。

議長
中井徳治委員

本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いします。

第50号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、[]の[]から、[]へ約[]メートル
ほど行ったところ、三叉路の[]側にある農地です。

申請地におきましては、現在、借り手の[]氏が利用権の設定を受
け、耕作をされています。

この度、1月末で期間満了を迎えるにあたり、貸し手と借り手の両名か
ら、継続の希望がありましたので、引き続き利用権の設定を行うものです。

農機具は耕耘機などをお持ちで、農地まで車で約15分程度、年に30
0日ほど、農業に従事されるとのことです。

農作業歴も十分にあり、申請農地について、現在も問題なく耕作されて
おり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているの
で、問題ないものと考えます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては問題ないものとして原
案どおり決定することとし、箕面市長あて回答いたしたいと思いますが、
これにご異議ございませんか。

全委員
議長

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件につきましては原案どおり決
定し、その旨、箕面市長に回答することといたします。

次に、日程第4、報告第50号、専決処理の報告の件、農地法第4条第
1項第8号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第50号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定
による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は7ページからでございます。

届出地の所在は萱野[]、地目は、台帳は宅地、現況は畑、
面積は[]平方メートル、他1筆、合計2筆で面積の合計は[]

事務局

■■■■平方メートルです。

届出人の住所は■■■■、氏名は■■■■
■■■■です。職業は■■■■、転用目的は駐車場となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年9月3日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第50号のご説明とさせていただきます

議長
野口委員

本件につきまして、野口委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。
報告第50号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■の■■■■側の農地です。

届出人の■■■■氏が、駐車場を設置されようとすることから、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、■■■■側は住宅、■■■■側は駐車場、■■■■側・■■■■側は道路となっており、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないと思われま

す。以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第5、報告第51号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第51号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は9ページからでございます。

届出地の所在は彩都粟生南■■■■、地目は、台帳は田、現況は宅地、面積は■■■■平方メートルです。

届出人の住所は■■■■、氏名は■■■■氏、職業は■■■■、転用目的は自己住宅となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年9月14日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第51号のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、長澤昇委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

長澤昇委員

報告第51号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■の■■■■の■■■■側の区画整理されたところの農地です。

申請地については、すでに■■■■年頃に自己住宅を建設されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、届出を出しておらず、こ

長澤昇委員

の度、始末書を添付の上、4条の転用届出を出されたものです。

周辺につきましては、■側・■側は道路、■側は宅地、■側は農地となっており、汚水は■側公共下水道に接続、雨水は■側道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないと思われま

す。以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第6、報告第52号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第52号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は11ページからでございます。

届出地の所在は彩都粟生南■、地目は、台帳は田、現況は畑、面積は■平方メートルです。

届出人の住所は■、氏名は■氏、職業は■、転用目的は長屋住宅となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年9月23日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第52号のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、長澤昇委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

長澤昇委員

報告第52号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■の■を■へ約200メートルほど行ったところの区画整理された農地です。

届出人の■氏が、長屋住宅を建設されようとすることから、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、届出地は道路に囲まれており、汚水は公共下水道に接続、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないと思われま

す。以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第7、報告第53号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます

事務局

報告第53号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、参考資料は13ページからでございます。

届出地は粟生間谷東■、地目は、台帳・現況ともに畑、

事務局

面積は■■■■平方メートルです。

譲受人の住所は■■■■、氏名は■■■■

■■■■氏、職業は■■■■、譲渡人の住所は■■■■

■■■■、氏名は■■■■氏、転用目的は露天駐車場となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年9月14日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第53号のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、長澤昇委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

長澤昇委員

届出地は、■■■■の■■■■の交差点を■■■■に約150メートル行ったところの■■■■側の農地です。

譲渡人は■■■■氏で、譲受人の■■■■氏が露天駐車場を設置されようとするものです。

周辺につきましては、■■■■側及び■■■■側は道路、■■■■側は宅地、■■■■側は駐車場となっており、雨水は砂利敷きによる自然浸透です。

転用による周囲の農業経営への影響はないものと思われま

す。以上で、調査内容報告とさせていただきます。

議長

次に、日程第8、報告第54号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件について、各委員さんからの報告を、別紙資料のとおり事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

どなたかおられますか。

ないようですので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

事務局から連絡事項はございませんか。

事務局

(不耕作地の調査について、次回日程について、親和会幹事会について連絡)

議長

これをもちまして、令和2年第10回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後1時46分閉会)

上記は、令和2年第10回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議 長

稲垣 惠一



署名委員

牧野 弘



署名委員

岡沢 聡

